

公立小・中学校の３５人以下学級の早期拡大に関する意見書（案）

国は、平成２３年度、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校１年生の３５人以下学級を導入した。平成２４年度は法改正が見送られたものの、教員の加配を行うことの財政措置により、小学校２年生においても導入を実施した。しかし、平成２５年度以降、小学校３年生以上の３５人以下学級の実施が見送られている状況にある。

都内の校長会を始めとする教育関係者や父母、都民からは、小学校３年生以上への３５人以下学級の拡大が強い要望として上がっている。

一人一人に行き届いた教育を進め、不登校や深刻な問題となっているいじめを無くし、子ども同士の温かい人間関係を形成するために、少人数学級に効果があることは明らかである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- １ 小・中学校全学年における３５人以下学級を、法改正により計画的に実施すること。
- ２ 少人数学級の実施に対応した校舎や教室の整備等のため、新增改築に当たってのクラス数の算出方法の改善や補助単価の引上げなど補助制度を改善・拡充するとともに、財源を確保すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年６月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
文部科学大臣		